






非課税申告に必要な個人番号の提供について

財産形成年金貯蓄と財産形成住宅貯蓄については、元本に対する利子が非課税になる優遇措置が設けられていますが、その優遇措置を受けるためには、新規申込又は変更手続の際、非課税に関する各種申告書に個人番号（マイナンバー）を記載し、以下の本人確認資料（番号確認資料及び身元確認資料）写しを添付の上、裁判所に提出する必要があります。

- ※ 裁判所の個人番号の利用目的は、税務所への非課税申告に必要となるためです（非課税申告手続は、裁判所が本人確認を行い、金融機関に取り次ぎます。）。
- ※ 本人確認書類は、以下の表のア・イ・ウのいずれかの組合せによります。
- ※ 関係書類は必ず封かんして提出してください。また、郵送の場合は簡易書留で送付してください。
- ※ 既に所属の裁判所に本人確認書類写しを提出している場合、再提出は不要です（所属の共済組合係が変わると提出が必要となります。）。

	番号確認	身元確認
ア	個人番号カード（マイナンバーカード）の裏面 	個人番号カード（マイナンバーカード）の表面 
イ	【次の書類から1点】 ●住民票写し・住民票記載事項証明書（マイナンバーが記載されたもの） ●通知カード（記載事項に変更がない場合又は正しく変更手続されている場合に限る） 	【次の書類（顔写真付き身分証明書）から1点】 ●運転免許証 ●パスポート 等 
ウ	記載内容が正しいもの 	【次の書類（顔写真のない身分証明書）から2点】 ●年金手帳 ●組合員証 等 